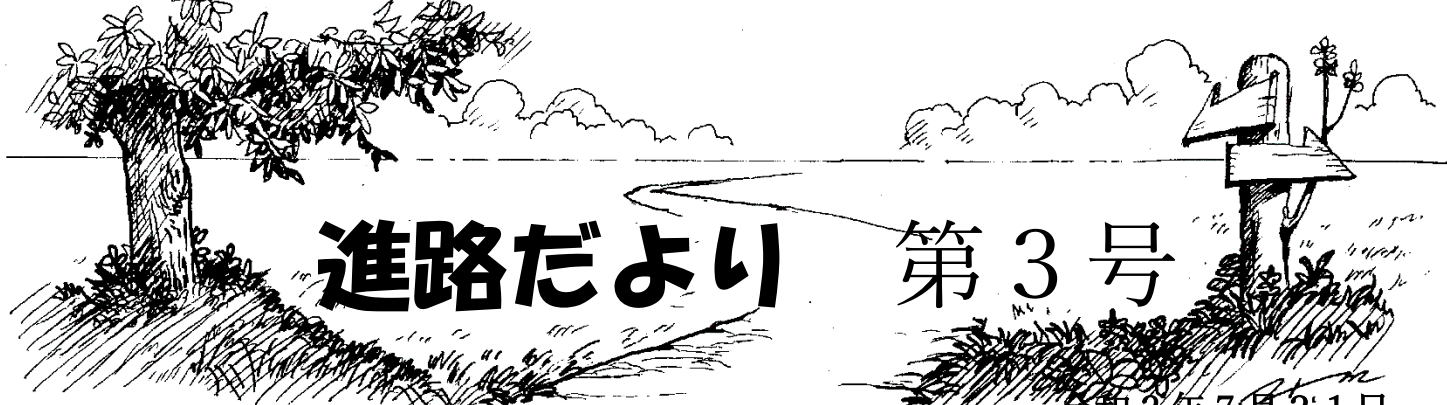




進路だより 第3号

令和2年7月21日

前高特保護者が知っておきたい進路に関する知識 その2

前回前高特生が卒業後や実習で利用させてもらう福祉サービス事業所の主なサービスについてお伝えしました。今回は一般就労についてです。

前橋高等特別支援学校の生徒の卒業後の進路先として会社や工場等で働く一般就労の生徒は年によって異なりますが50パーセントから60パーセントくらいです。そのほとんどの卒業生が雇用率や助成金に関係する形で「障害者雇用」をしてもらっています。まずは障害者雇用に関するいくつかのことを説明します。

① 雇用率

企業は常時雇用する労働者の2.2パーセント以上障害を持っている方を雇用する義務があります。この2.2パーセントのことを雇用率といいます。企業は雇用率に対して未充足の人数一人あたり月額50,000円を納付しなくてはなりません。

② 助成金

特定求職者雇用開発助成金といいます。本校では「助成金」と呼んでいます。正式名称を略して特開金と呼ばれることもあります。これは障害のある方を雇い入れた事業主に対して支給されるものです。これは雇う方の障害や会社の規模によって、助成される期間や支給金額が変わってきます。

短時間労働でなければ助成期間は1年間から2年間、支給総額は50万円から240万円です。

本校では①雇用率や②助成金等の本校生徒を雇用するメリットを理解してもらって採用していただいています。しかし一般企業は障害者雇用された方の専任の指導員を置いているところは非常に少なく、支援に人手を割きにくいのが現状です。指示がしっかり理解できる、もしくは、わからないことはすみやかに聞くことができ、自力で作業を進めていける生徒を求める会社が多いです。

一般就労の企業の中にも福祉サービス事業所のように支援が充実している会社もあります。それを特例子会社といいます。

③ 特例子会社

雇用率の達成に大勢の障害のある方を雇用する必要がある大企業があります。そういった企業の中には別の会社を作って大勢の障害のある方を雇い企業全体の雇用率を達成しようとするところもあります。そういった会社を特例子会社といいます。社会貢献の目的もあり障害に対してしっかり配慮され、専門の指導や支援をしてくれる方もいます。

〈裏面に続く〉

特例子会社も一般就労なので最低賃金が支払われ、週30時間の労働時間、土日が休みのところが多いで

す。長時間労働の社会保険(労災、雇用、健康、厚生)に加入してもらえます。

問題点はまだ群馬県内に特例子会社が少なく、雇用の希望者に対して十分な採用枠があるとはいえず、競争率が高くなっていることです。

本校でお世話になっている特例子会社は「パーソルサンクス株式会社(ハーバリウム制作等)」「株式会社日新ハートフルフレンド前橋(パソコン事務)」「ジンズノーマ株式会社(農作業)」「株式会社ハンプティダンプティティーパーティ(クッキー製造)」「フレッセイヒューマンズネット株式会社(肉のパック詰め)」等です。(仕事内容は本校生徒の実習時のものです。) 実習や採用に関しては最新の情報を学校を通して得る必要があります。

前高特の一般就労はどうやって決まっていくか

前高特生の一般就労する生徒のほとんどは、就業体験実習でお世話になった企業に就職しています。もう少し順を追って説明すると

- ① 1年次の3者面談で校内実習の様子などを踏まえて進路の希望を明確にしていきます。
- ② 一般就労希望、もしくは一般就労、福祉就労の両方を平行して考える場合は「本人、保護者の希望」「学校の考える適正」等を考えて実習先の候補を挙げさせていただきます。その候補は「学校の持っている情報,」「本校の就労支援員の開拓した会社の情報」の中から挙げさせていただきます。
- ③ その中から実習先を決めて2年時に一般企業に実習に行きます。実習の後に3者面談があり本人の感想、企業の評価などが話し合わせ、次の実習をどうするか相談します。
- ④ 本人が実習したその会社に行きたい、会社も採用したいという場合は、その会社への就職を視野に入れてその後の実習を考えていきます。
- ⑤ はっきりとその会社への就職の意思があり、会社も採用の意向が固まったら3年の6月以降にその会社から「学校指定求人票」を出してもらいます。すでに出ている求人票に応募するのではなく、その会社とのマッチングが確認されてから指定の求人票を出してもらいます。
- ⑥ 10月以降(見込み)に求人票に応募して採用選考(面接)を受けます。その後、内定通知をいただき4月1日(が多い)に入社となります。



次回は、「就業体験実習、校内実習を成功させるには」の予定です。